

平成29年4月20日

保護者様

篠山市立丹南中学校長 田端俊典

独立行政法人日本スポーツ振興センター
「災害共済給付制度」の取扱いについて

陽春の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのことと存じます。日頃は、本校の教育発展のため、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の災害共済給付制度は、生徒の学校等管理下での災害（負傷、疾病、障害等）について、その保護者の方に医療費等を給付する制度であり、その給付に要する経費については、国、教育委員会及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。

本年度におきましても、保護者の皆様の負担分は篠山市で負担することとしていますが、給付請求時の添付書類等の対応についてご協力願います。

つきましては、お子様が学校等管理下での災害により、医療機関に受診された時など、本災害共済給付制度の手続きを進めさせていただくこととなりますので、下記事項について予め周知いたします。

記

- 1 災害の範囲は、学校（園）管理下の事由による、負傷、疾病で療養に要する費用総額が5,000円（医療点数500点）以上のものが対象となります。
- 2 本災害共済給付制度を利用する場合、1ヶ月ごとに、所定の用紙に医療機関にて療養内容等を記載していただいたものを、当該保護者の皆様より学校へ提出が必要です。なお、その医師の記載については有料となる場合がありますのでご了承ください。
- 3 災害共済給付金額は、療養に要する費用額の4/10が給付されます。
（詳細は、費用の7/10が、加入先健康保険機関が負担し、自己負担分に対する3/10に加え、療養に伴って生じる費用相当分として1/10が加算されたものです。）
※ 医療機関窓口では、医療費の自己負担分（3/10）をお支払いいただき、後日4/10相当が給付されることとなります。ただし、高額医療費に該当する場合には、自己負担限度額の関係で通常割合（4/10）では給付されません。

＜ 注 意（必ずご確認ください） ＞

篠山市の医療施策により入院医療費に加え平成26年7月1日より3才から中学3年生の通院医療費についても、保護者負担分が所得状況により無料となっていますが、学校管理下における災害等の治療については、引き続き、福祉医療助成（乳幼児等医療費助成、こども医療費助成、母子家庭等医療費助成等）の使用はできませんので医療機関会計窓口において保護者負担額の支払をお願いします。

※ 災害給付対象とならない場合、後日、市医療保険課窓口で手続きを行なうことにより保護者負担額全額が返金されます。

※ 誤って福祉医療助成を使用した場合は、災害共済給付決定後に本来窓口で支払うべき保護者負担額全額を返納いただくこととなります。